

令和3年7月7日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第103号：新型コロナウイルス対策高等委員会による新たな措置）

【ポイント】

○7月6日、新型コロナウイルス対策高等委員会は、新たな措置として、7月16日から同31日朝まで、午後5時から午前4時までの間、商業施設を閉鎖し、個人及び車両の移動を禁止することとし、犠牲祭（イード・アル・アドハー）の3日間においては、それを終日とするなどと発表しました。

【本文】

1 7月6日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、以下のとおり新たな措置を決定、発表しました。

（1）7月16日から同31日朝まで、午後5時から午前4時までの間、商業施設を閉鎖し、個人及び車両の移動を禁止する。さらに、犠牲祭（イード・アル・アドハー）の3日間においては、終日、商業施設を閉鎖し、移動を禁止する。

（2）ムサンダム県は、感染者及び入院者が少ないため、商業施設の閉鎖及び移動の禁止措置の対象外とする。ただし、7月9日午後5時以降追って通知のあるまで、県外からの訪問は、オマーンで認可されているワクチンの接種を最低1回は終えている18歳以上の市民及び居住者、国外からの訪問の場合は2回を終えている者にそれぞれ制限する。

（3）エジプトに対するオマーンへの入国禁止措置を解除する。7月9日午後5時以降追って通知のあるまで、入国禁止国に新たにシンガポール、インドネシア、イラク、イラン、チュニジア、リビア、アルゼンチン、コロンビア及びブルネイ・ダルサラームを追加する（オマーン入国申請日から過去14日以内の経由も含む）。

（4）7月9日午後5時以降追って通知のあるまで、ドファール県への県外からの訪問は、認可されているワクチン接種を最低1回は終えている18歳以上の市民及び居住者、国外からの訪問の場合は2回を終えている者にそれぞれ制限し、ホテル及び家具付きアパートの占有率50%を超えないことを条件とする。

（5）オマーン全県において、犠牲祭に伴う礼拝、犠牲祭前のスーク（ハブタ）、家族の集まりを含むいかなる集会及び祝宴も禁止する。

（6）陸路の国境封鎖措置を新たな通知があるまで継続する。国際行事及び国際会議の実施、祝賀行事等の開催、スポーツや展示会等、公共性を持つ活動も、新たな通知があるまで見合わせる。

2 6月21～7月7日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、20日に2,529件、21日に2,037件、22日に2,047件、23日に1,886件、24日に2,053件、25日に1,911件、26日に1,553件、27日に2,243件、28日に2,234件、29日に2,009件、30日に1,959件、1日に1,821件、2日に1,569件、3日に1,272件、4日に1,570件、5日に1,824件、6日に1,675件の新規感染を記録し、6日までの累積感染症例数は280,235件（死亡件数は3,356件、治癒件数は248,15

1 件、治癒率 88.6%)、6 日の入院件数は 1,491 件（新規 156 件、I C U 493 件）です。

3 オマーン空港のホームページにおいて、オマーン入国時の要件や手続き等が掲載されておりますので、以下リンクをご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/en/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

4 オマーン保健省は、(1) 2 月 9 日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2) 同 10 日にはオマーン入国者以外の P C R 検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は 100 オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>